

最低制限価格制度の改正について

1 概要

令和2年1月から試行的に実施してきました「変動型（平均型）最低制限価格制度」を「固定型の最低制限価格制度」に改めます。

2 制度改正の内容

① 対 象

設計額200万円超の建設工事（総合評価方式及び随意契約案件を除く）

② 算定式 **改正点**

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= \text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ (\text{万円未満切上げ}) &\quad + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68 \end{aligned}$$

設 定 範 囲： 予定価格の75～92%

※設定範囲の上限額又は下限額の算定についても、万円未満の端数は切上げとします。

3 適用開始日

令和7年9月1日（月曜日）以降に入札公告又は指名通知する建設工事